

経 済 産 業 省

20240624貿局第2号
輸出注意事項2024第13号
輸入注意事項2024第12号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年6月28日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程（別紙1の改正規程）の施行前に東京通商事務所が受理した申請等及び同所が行った許可、承認又は確認等に係る報告等の受理は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。
- 3 この規程（別紙1の改正規程）の施行前に東京通商事務所が行った許可等に係る事務（内容訂正・変更、分割又は再交付の許可等）は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 代理者による電子申請の手続 (1) （略） (2) (1)の規定により代理者に電子申請を行わせる場合には、次の方法により委任用パスワードの通知を受けなければならない。 (イ) 申請者本人は、委任用パスワード発行依頼書に、必要事項を記入し、申請者本人の記名を行った書類（以下「発行依頼書」という。）及びその発行依頼書の内容が事実であることを証する委任状を<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課</u>（以下「貿易管理課」という。）に郵送又は提出するものとする。 (ロ)・(ハ) （略） (3)・(4) （略） 4 （略） 5 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続 (1) 輸出許可の電子申請 ① 法第48条第1項の規定による許可の電子申請（以下「輸出許可の電子申請」という。）の受付及び許可事務は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）別表第1に規定する事務の区分により、経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は<u>貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>が行う。 ②～⑨ （略） (2) 輸出承認の電子申請	1・2 （略） 3 代理者による電子申請の手続 (1) （略） (2) (1)の規定により代理者に電子申請を行わせる場合には、次の方法により委任用パスワードの通知を受けなければならない。 (イ) 申請者本人は、委任用パスワード発行依頼書に、必要事項を記入し、申請者本人の記名を行った書類（以下「発行依頼書」という。）及びその発行依頼書の内容が事実であることを証する委任状を<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課</u>（以下「貿易管理課」という。）に郵送又は提出するものとする。 (ロ)・(ハ) （略） (3)・(4) （略） 4 （略） 5 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続 (1) 輸出許可の電子申請 ① 法第48条第1項の規定による許可の電子申請（以下「輸出許可の電子申請」という。）の受付及び許可事務は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）別表第1に規定する事務の区分により、経済産業局（<u>関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。</u>以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は<u>貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>が行う。 ②～⑨ （略） (2) 輸出承認の電子申請

改正後	現 行
① 輸出令第2条第1項の規定による承認の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第2に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u>、<u>貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室</u>又は<u>貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>が行う。 ②～⑨ （略） （3）電子許可等情報の内容の訂正の申請 ① （1）又は（2）の電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸出許可情報又は輸出承認情報（以下「輸出に係る原許可等情報」という。）の内容の訂正の申請（以下「電子許可等情報の訂正申請」という。）の受付及び許可若しくは承認事務は、運用通達別表第4の2の2－1又は2－4の規定にかかわらず、当該電子申請に係る許可又は承認を行った担当部局（<u>東京通商事務所が行った許可又は承認にあつては、関東経済産業局になる。</u>以下同じ。）が行う。ただし、訂正を必要とする事項が当該許可又は承認を行った担当部局において処理することができない事項に係る場合は、運用通達別表第1に規定する輸出許可等事務の取扱区分又は運用通達別表第2に規定する輸出承認等事務の取扱区分に従い本省において行う。 ②～⑦ （略） 6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続 （1）輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請 ① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u>、<u>貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室</u>又は<u>貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>が行う。 ②～⑨ （略）	① 輸出令第2条第1項の規定による承認の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第2に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u>、<u>貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u>又は<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>が行う。 ②～⑨ （略） （3）電子許可等情報の内容の訂正の申請 ① （1）又は（2）の電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸出許可情報又は輸出承認情報（以下「輸出に係る原許可等情報」という。）の内容の訂正の申請（以下「電子許可等情報の訂正申請」という。）の受付及び許可若しくは承認事務は、運用通達別表第4の2の2－1又は2－4の規定にかかわらず、当該電子申請に係る許可又は承認を行った担当部局（<u>関東経済産業局産業部国際課が行った許可又は承認にあつては、東京通商事務所又は横浜通商事務所になる。</u>以下同じ。）が行う。ただし、訂正を必要とする事項が当該許可又は承認を行った担当部局において処理することができない事項に係る場合は、運用通達別表第1に規定する輸出許可等事務の取扱区分又は運用通達別表第2に規定する輸出承認等事務の取扱区分に従い本省において行う。 ②～⑦ （略） 6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続 （1）輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請 ① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u>、<u>貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u>又は<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>が行う。 ②～⑨ （略）

改 正 後	現 行
(2) 事前確認に係る電子申請 ① 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部農水産室、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室又は<u>産業保安・安全グループ</u>化学物質管理課が行う。 ②～⑨ （略） (3) （略） 7 役務取引許可に係る電子申請の手続 (1) 役務取引許可の電子申請 ① 役務取引許可の電子申請の受付及び許可事務は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務取引通達」という。）別紙2-2の1に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。 ②～⑨ （略） (2) （略） 8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続 (1)・(2) （略） (3) 特定包括許可の電子申請 ① 包括許可取扱要領に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、本省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易	(2) 事前確認に係る電子申請 ① 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室又は<u>製造産業局</u>化学物質管理課が行う。 ②～⑨ （略） (3) （略） 7 役務取引許可に係る電子申請の手続 (1) 役務取引許可の電子申請 ① 役務取引許可の電子申請の受付及び許可事務は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務取引通達」という。）別紙2-2の1に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。 ②～⑨ （略） (2) （略） 8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続 (1)・(2) （略） (3) 特定包括許可の電子申請 ① 包括許可取扱要領に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、本省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理

改 正 後	現 行
管理部安全保障貿易審査課が行う。 ②～⑨ (略) (4)・(5) (略) 9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続 (1) 一般包括輸出承認の電子申請 ① 包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け20140304貿局第4号・輸出注意事項26第6号。以下「包括輸出承認取扱要領」という。）に係る一般包括輸出承認の電子申請の受付及び承認事務は、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課が行う。 ②～⑨ (略) (2) 特定包括輸出承認の電子申請 ① 包括輸出承認取扱要領に係る特定包括輸出承認の電子申請の受付及び承認事務は、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課が行う。 ②～⑨ (略) (3)・(4) (略) 10 許可又は承認等の手続に関連する手続 (1) 許可又は承認等の手続に関連する手続（1（1）⑤、⑦及び⑧の特定手続等をいう。）に関する電子申請の受付事務は、当該手続が書面の提出により行われる場合に適用される通達等により受付事務を行う経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課又は<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易検査官室が行う。 (2)～(4) (略)	部安全保障貿易審査課が行う。 ②～⑨ (略) (4)・(5) (略) 9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続 (1) 一般包括輸出承認の電子申請 ① 包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け20140304貿局第4号・輸出注意事項26第6号。以下「包括輸出承認取扱要領」という。）に係る一般包括輸出承認の電子申請の受付及び承認事務は、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課が行う。 ②～⑨ (略) (2) 特定包括輸出承認の電子申請 ① 包括輸出承認取扱要領に係る特定包括輸出承認の電子申請の受付及び承認事務は、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課が行う。 ②～⑨ (略) (3)・(4) (略) 10 許可又は承認等の手続に関連する手続 (1) 許可又は承認等の手続に関連する手続（1（1）⑤、⑦及び⑧の特定手続等をいう。）に関する電子申請の受付事務は、当該手続が書面の提出により行われる場合に適用される通達等により受付事務を行う経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課又は<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易検査官室が行う。 (2)～(4) (略)

改 正 後	現 行
1 1 パーゼル移動書類の交付に係る電子申請の手続 (1) パーゼル移動書類の交付に関する電子申請の受付事務は、本省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課が行う。 (2) ～ (4) (略) 1 2 再輸出・再販売等に係る事前同意相談 (1) 再輸出・再販売等に係る事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。 (2) ～ (5) (略) 1 3 (略) 1 4 経済産業大臣の許可等手続 (1)・(2) (略) (3) <u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易検査官室は1 0 (1) に規定する1 (1) ⑦に掲げる届出を受理し、当該届出がC P通達の内容を満たすと認められる場合には、「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」を届出者に送信するものとする。 なお、新たな受理票を受理した届出者は、当該届出前に書面で発行された受理票を、C P通達の7に規定する宛先に郵送にて返却する。ただし、旧受理票が本通達の規定により送信されたものである場合は、当該届出者が新たな受理票を受信した時点で当該旧受理票は効力を失うものとし、その返却は不要とする。 1 5～1 9 (略) 2 0 受付窓口	1 1 パーゼル移動書類の交付に係る電子申請の手続 (1) パーゼル移動書類の交付に関する電子申請の受付事務は、本省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課が行う。 (2) ～ (4) (略) 1 2 再輸出・再販売等に係る事前同意相談 (1) 再輸出・再販売等に係る事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。 (2) ～ (5) (略) 1 3 (略) 1 4 経済産業大臣の許可等手続 (1)・(2) (略) (3) <u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易検査官室は1 0 (1) に規定する1 (1) ⑦に掲げる届出を受理し、当該届出がC P通達の内容を満たすと認められる場合には、「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」を届出者に送信するものとする。 なお、新たな受理票を受理した届出者は、当該届出前に書面で発行された受理票を、C P通達の7に規定する宛先に郵送にて返却する。ただし、旧受理票が本通達の規定により送信されたものである場合は、当該届出者が新たな受理票を受信した時点で当該旧受理票は効力を失うものとし、その返却は不要とする。 1 5～1 9 (略) 2 0 受付窓口

改正後	現 行
電子申請の受付窓口は、次の部局とする。 1. 本省 ① <u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課 ② <u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部農水産室 ③ <u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室 ④ <u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課 ⑤ <u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部安全保障貿易検査官室 ⑥ <u>産業保安・安全グループ</u>化学物質管理課 2. 経済産業局等 ①・② (略) ③ 関東経済産業局<u>総務企画部国際課貿易管理室</u>又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課 ④ (略) ⑤ 近畿経済産業局<u>国際部</u>通商課又は神戸通商事務所総務課 ⑥～⑨ (略)	電子申請の受付窓口は、次の部局とする。 1. 本省 ① <u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課 ② <u>貿易経済協力局</u>貿易管理部農水産室 ③ <u>貿易経済協力局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室 ④ <u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易審査課 ⑤ <u>貿易経済協力局</u>貿易管理部安全保障貿易検査官室 ⑥ <u>製造産業局</u>化学物質管理課 2. 経済産業局等 ①・② (略) ③ 関東経済産業局<u>東京通商事務所総務課</u>若しくは<u>業務課</u>又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課 ④ (略) ⑤ 近畿経済産業局<u>通商部</u>通商課又は神戸通商事務所総務課 ⑥～⑨ (略)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改 正 後	現 行								
別表第1 輸出許可申請様式の申請項目（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12・03・17 貿局第4号、輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。）5(1)及び(3)関係） （略） 〈入力注意事項〉 注1～注7 （略） 注8：輸出管理社内規程の受理票中の受理番号を入力すること。（輸出しようとする者が経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室に輸出管理社内規程を届け出て、受理票の交付を受けている場合に限る。） 注9：最新のチェックリスト受理票中の受理番号を入力すること。（輸出しようとする者が経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室に提出した輸出管理社内規程に対応するチェックリスト（企業概要・自己管理チェックリスト又は包括許可用チェックリスト）受理票の交付を受けている場合に限る。） 注10～注15 （略） 別表第2～別表第25 （略） 別紙1 部署コード表 ＜輸出・役務等申請関連の部署コード＞ <table border="1"> <tr> <th>部署コード</th><th>部 署 名</th></tr> <tr> <td>GSI</td><td>貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</td></tr> </table>	部署コード	部 署 名	GSI	貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課	別表第1 輸出許可申請様式の申請項目（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12・03・17 貿局第4号、輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。）5(1)及び(3)関係） （略） 〈入力注意事項〉 注1～注7 （略） 注8：輸出管理社内規程の受理票中の受理番号を入力すること。（輸出しようとする者が経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室に輸出管理社内規程を届け出て、受理票の交付を受けている場合に限る。） 注9：最新のチェックリスト受理票中の受理番号を入力すること。（輸出しようとする者が経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室に提出した輸出管理社内規程に対応するチェックリスト（企業概要・自己管理チェックリスト又は包括許可用チェックリスト）受理票の交付を受けている場合に限る。） 注10～注15 （略） 別表第2～別表第25 （略） 別紙1 部署コード表 ＜輸出・役務等申請関連の部署コード＞ <table border="1"> <tr> <th>部署コード</th><th>部 署 名</th></tr> <tr> <td>GSI</td><td>貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</td></tr> </table>	部署コード	部 署 名	GSI	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
部署コード	部 署 名								
GSI	貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課								
部署コード	部 署 名								
GSI	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課								

改 正 後		現 行	
SEI	貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易検査官室	SEI	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室
TSI	貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課	TSI	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
TAG	貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室	TAG	貿易経済協力局貿易管理部農水産室
TWA	貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	TWA	貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
SIN	北海道経済産業局総務企画部国際課	SIN	北海道経済産業局総務企画部国際課
DPL	東北経済産業局総務企画部国際課	DPL	東北経済産業局総務企画部国際課
MBS	関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室	(新設)	(新設)
NIN	中部経済産業局地域経済部国際課	NIN	中部経済産業局地域経済部国際課
OTR	近畿経済産業局国際部通商課	OTR	近畿経済産業局通商部通商課
HIN	中国経済産業局産業部国際課	HIN	中国経済産業局産業部国際課
ULP	四国経済産業局産業部産業振興課	ULP	四国経済産業局産業部産業振興課
FIN	九州経済産業局国際部国際課	FIN	九州経済産業局国際部国際課
(削る)	(削る)	MBS	東京通商事務所業務課
YEX	横浜通商事務所輸出課	YEX	横浜通商事務所輸出課
KGA	神戸通商事務所総務課	KGA	神戸通商事務所総務課
RTR	沖縄総合事務局経済産業部商務通商課	RTR	沖縄総合事務局経済産業部商務通商課
＜輸入申請関連の部署コード＞		＜輸入申請関連の部署コード＞	
部署コード	部 署 名	部署コード	部 署 名
SAB	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課	SAB	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
SAE	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室	SAE	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
SAF	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室	SAF	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
BCS	経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課	BCS	経済産業省製造産業局化学物質管理課
SAP	北海道経済産業局総務企画部国際課	SAP	北海道経済産業局総務企画部国際課
SEN	東北経済産業局総務企画部国際課	SEN	東北経済産業局総務企画部国際課
TKY	関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室	(新設)	(新設)
NAG	中部経済産業局地域経済部国際課	NAG	中部経済産業局地域経済部国際課
OSA	近畿経済産業局国際部通商課	OSA	近畿経済産業局通商部通商課

改 正 後

HIR	中国経済産業局産業部国際課
SIK	四国経済産業局産業部産業振興課
FUK	九州経済産業局国際部国際課
(削る)	(削る)
YOK	横浜通商事務所業務課
KOB	神戸通商事務所総務課
OKI	沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

別紙2～別紙6 (略)

別紙7 品目コード表

<貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室割当品目>

品 目	品目コード
(略)	(略)

<貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課割当品目>

品 目	品目コード
(略)	(略)

(略)

別紙8～別紙12 (略)

現 行

HIR	中国経済産業局産業部国際課
SIK	四国経済産業局産業部産業振興課
FUK	九州経済産業局国際部国際課
<u>TKY</u>	<u>東京通商事務所総務課</u>
YOK	横浜通商事務所業務課
KOB	神戸通商事務所総務課
OKI	沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

別紙2～別紙6 (略)

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局貿易管理部農水産室割当品目>

品 目	品目コード
(略)	(略)

<貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課割当品目>

品 目	品目コード
(略)	(略)

(略)

別紙8～別紙12 (略)